

青森市W e b口座振替受付サービスシステム導入業務委託仕様書

1 業務名

青森市W e b口座振替受付サービスシステム導入業務委託

2 業務の目的

青森市（以下「委託者」という。）が徴収する市税等の口座振替の申込手続きについて、インターネット上で受け付けるサービス（以下「W e b口座振替受付サービス」という。）を導入することを目的とする。

3 履行期間

業務委託締結の日から令和8年3月31日まで

4 主なスケジュール目安

	R7 9月	10月	11月	12月	R8 1月	2月	3月
初回打ち合わせ・要件確認	●	●	●				
金融機関試験関連		●	●	●			
受付サイト構築関係		●	●	●	●	●	
還元データ関係			●	●	●	●	
本番環境検証関係(テスト)					●	●	
サービス実装・運用							●

※ゆうちょ銀行については、R8.4月サービス運用開始とする。

5 対象科目

- (1) 市・県民税（普通徴収）
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税（種別割）
- (4) 国民健康保険税（普通徴収）
- (5) 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- (6) 介護保険料（普通徴収）
- (7) 児童保育負担金（保育料）
- (8) 母子父子寡婦福祉資金償還金
- (9) 霊園管理料
- (10) 市営住宅使用料

- (1 1) 市営住宅駐車場使用料
- (1 2) 放課後児童会負担金
- (1 3) 水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料

※今後、対象税金及び料金の増減が発生した場合に、対応しやすい仕組みとすること。

6 委託業務の内容

業務内容は、次に掲げる仕様を満たす内容とする。

- (1) Web口座振替受付サービスの開始時期は、令和8年3月1日からとする。ただし、ゆうちょ銀行については、令和8年4月1日から運用開始とする。
- (2) 受託者は、口座振替の新規申込者がインターネット上で口座振替を申し込むにあたり、利用規約の表示、科目・金融機関の選択、納付者情報の入力及び受付結果の表示を含む申込から登録までの一連の作業を完了させる機能を準備すること。
- (3) 受託者は、上記機能により口座振替の申込みがあった際、ネット口座振替受付GWサービスへの接続を行ったうえで、対象金融機関に申込者の口座情報の照会・登録依頼を行うこと。
- (4) 受託者は、対象金融機関への口座情報登録が完了した後、委託者に対し口座振替等受付結果を提供する。この口座振替等受付結果の受取・確認方法は容易なものとする。
また、申込者に対しては、電子メール等により申込受理通知を送信すること。なお、この通知は、申込者が分かりやすい内容とすること。
- (5) 受託者は、委託者が申込者の満足度等を測定するために設けたアンケート等への実施に協力すること。
- (6) 受託者は、金融機関と連携するために必要な接続サービスがあれば間接契約を行うこと。
- (7) 受託者は、委託業務履行中に生じた問題を解決するため、委託者と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。
- (8) 金融機関とシステム上の通信接続試験等を行い、令和8年2月末までに委託者へ正常に納入を行うこと。
- (9) 通信回線はL GWANを使用すること。
- (10) 受託者は、委託者に還元データ及び集計データの提供を行うこと。
- (11) 別に設定する受付期限後は、受付できないようにすること。
- (12) その他、サービス開始に必要な業務を行うほか、サービスの改善が可能であること。

7 対象金融機関

- (1) 対象とする金融機関は次のとおりとする。

青森みちのく銀行、秋田銀行、岩手銀行、北日本銀行、ゆうちょ銀行、青森信用金庫、青森県信用組合 計7行

- (2) 金融機関数については今後増減することが見込まれるため、これに対応しやすい仕組みとすること。また、金融機関の合併や名称変更がある場合は、委託者と協議のうえ、随時対応すること。

8 サービスを構築するうえでの留意点

(1) 申込者の対応可能機器

パソコン、スマートフォン、タブレット端末

(2) サービス提供時間

24時間（金融機関のシステムメンテナンス等の場合を除く）

なお、システムメンテナンス等を実施する場合は、受託者は委託者に対して事前に連絡すること。

(3) 入力画面

対象科目毎に申込みができるよう作成すること。

(4) 入力項目

入力項目及び委託者への還元データは次の内容を想定するが、科目毎に入力項目を任意で設定（追加）できること。なお、最終的な入力項目は委託者と協議のうえ決定する。

ア 通知書番号（納税（納入）通知書に記載）

イ 納税者・納付義務者の氏名（漢字）

ウ 納税者・納付義務者の氏名（カナ）

エ 納税者・納付義務者の郵便番号

オ 納税者・納付義務者の住所（アパート・マンション名）

カ 納税者・納付義務者の電話番号

キ 納税者・納付義務者の携帯電話番号

ク 口座名義人の氏名（漢字）

ケ 口座名義人の氏名（カナ）

コ 口座名義人の住所（アパート・マンション名）

サ 口座名義人のメールアドレス

シ 口座名義人のメールアドレス（再入力）

ス 納税者・納付義務者との関係

セ 振替開始時期

ソ 一括振替・期別振替の選択

※1 口座情報の認証方法については、ネット口座振替受付GWサービスに準拠すること。

※2 申込者が使用する機器毎に合わせた入力しやすい画面構成とするとともに、誤入力を防止する予防策を講じること。

(5) 登録結果の還元方法

登録結果の情報については、委託者に対してL G W A Nを経由して還元するものとし、データ形式はC S V形式とする。

9 情報セキュリティに関する事項

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

ア 本サービスの導入に際しては、青森市が定める情報セキュリティポリシー及び個人情報取扱特記事項の関連規程をはじめとする法令、規則を遵守し、万全の対策を講じること。

イ 庁内外からの不正な接続及び侵入、行政情報資産の漏えい、改ざん、消去、破壊、不正利用等を防止するための対策を講じること。

ウ 管理者やユーザーのアクセス制御等ソフトウェア面でのセキュリティ対策を講じること。

エ システムログ及びアプリケーションログを取得し、取得したログの漏えい、改ざん、消去、破壊等を防止できる機能を有すること。また、取得したログの分析・出力等の機能を有すること。

(2) 情報セキュリティ対策

ア 本サービスの機密性、完全性、可用性を確保するため、以下のセキュリティ対策を講じること。

- ・通信経路上での暗号化（SSL等）
- ・ウィルス対策ソフトの導入及びパターンファイルの定期的な更新
- ・セキュリティパッチの定期的な適用
- ・その他、必要なセキュリティ対策

イ 本サービスを提供するデータセンターは、日本国内に設置されたものであり、耐震設備、電源設備、空調設備、セキュリティ設備、耐火設備、保管設備、ネットワーク設備、監視設備等が整備された堅牢な施設に設置されており、不正侵入やデータの改ざん等の不正アクセス防止に対する万全のセキュリティ対策が講じられていること。

10 障害対応

(1) サーバ等重要な機器を堅牢なデータセンターに設置し、冗長化（クラウド化）するなど、大規模災害などに対しても信頼性の高いシステムを導入し障害発生時に早急な復旧が可能な状態にすること。

(2) システム障害等によりサービスが利用できない事象が生じた場合、受託者は直ちに

委託者に報告するとともに、復旧に向けた対応を行うこと。

- (3) 復旧対応中は対応経過を随時委託者に報告すること。
- (4) 復旧後、サービスの利用が可能となった際には、直ちに委託者に報告すること。また、障害等の原因及び影響を調査し、再発防止策を講じるとともに、その結果を速やかに委託者に報告すること。

1 1 秘密の保持

(1) 守秘義務の遵守

受託者は、本委託業務を行ううえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この義務は、委託業務が終了し又は解除された後においても同様とする。また、委託業務に従事する者が離職した場合も同様とする。

(2) 不要となった情報等の取扱いについて

不要となった口座振替データ等、業務において利用する情報は、焼却、切断、溶解、消磁等の復元が不可能な方法により廃棄すること。また、これらの情報等の管理に用いた電子計算機や記録媒体等について、廃棄、売却、譲渡またはリース返却等を行う場合には、当該電子計算機等に記録されている情報等を完全に消去し、復元不可能な状態にすること。

(3) 指揮命令等

作業員等への指揮命令、管理監督及び指導育成は受託者が責任をもって行うこと。

(4) 信用失墜行為の禁止

委託業務を行うにあたり、市の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(5) 危機管理

事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定し、委託業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。

(6) 事故等が発生した場合の対応

受託者は、委託業務遂行上の故意または過失により、何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報保全ができなかった又は保全できていない可能性が生じた場合は、直ちに市に報告し、市と協議のうえ対応しなければならない。

なお、この場合に生じた費用は、全て受託者が負担するものとする。

また、受託者は事実を明らかにした報告書を遅滞なく市に提出しなければならない。

1 2 業務の完了報告

- (1) 受託者は、委託業務を完了したときは、直ちに完了報告書及び操作マニュアル（電子データ及び書類）を委託者に提出しなければならない。
- (2) 委託者は、受託者から（1）の報告書の提出があった後、速やかに検査を実施するとともに、その結果を受託者に通知しなければならない。

1 3 契約金額の支払い

- (1) 受託者は、委託者から委託業務に係る検査の完了通知があった後、速やかに適法な請求書を作成し、これを委託者に提出しなければならない。
- (2) 委託者は、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に、受託者に対して契約金額を支払わなければならない。

1 4 その他

本仕様書に疑義のある事項又は定めのない事項については、双方協議のうえ、定めるものとする。